

令和8年度からの週休2日制工事について（建築工事）

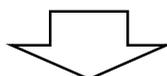
刈谷市では建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、令和4年度から土木工事において週休2日制工事を試行で実施し、令和6年度からは建築工事を含め、原則すべての工事で実施しております。

令和8年度からの建築工事について、国や県と同様な補正率の改正を行い、完全週休2日の推進を図ります。また、本市における建築工事の週休2日の達成状況及び愛知県の要領を参考とし、月単位の週休2日で積算・発注を行うものとする。

■改正概要

- ・補正係数を「完全週休2日」と「月単位の週休2日」のそれぞれの形式に対して設定する。
- ・通期の週休2日を廃止する。
- ・当初は月単位の週休2日で積算を行う。
- ・完全週休2日の達成のみ工事成績評定及び取組証発行の対象とする。

改正前（令和7年度）		
形式	完全週休2日・月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
工事成績評定及び取組証	○	×



改正後（令和8年度）			
形式	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	廃止
<u>現場管理費率</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	廃止
工事成績評定及び取組証	○	×	廃止

問い合わせ先

刈谷市総務部契約検査課検査係（0566-62-1003）